資源物売払い業務(古布・古紙類)仕様書

- 1 業 務 名 資源物売払い業務(古布・古紙類)
- 2 業務期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日

3 品目及び予定量

品目及び予定量は次のとおりである。予定量は令和6年度実績の平均をもとに算出したものであり、本業務の取り扱い数量を保証するものではない。

単位: k g/4ヵ月

| | 品目 | 予定量 |
|-----|---------------|--------------|
| 1 | 古布 | 5, 583 |
| 2 | 古新聞 | 36, 920 |
| 3 | 雑誌類(シュレッダーくず) | 48, 573 |
| 4 | 段ボール | 33,086 |
| 合 計 | | 1 2 4, 1 6 2 |

4 売払い時期

随時行うものとし、日時については発注者が指定する。

- 5 エコ・リレーセンターごじょう敷地内出入り時間及び資源物の積込み。
- (1) 積込みについては請負業者(以下、「受注者」という。)が行うものとする。
- (2) エコ・リレーセンターごじょう敷地内出入り時間は、8 時 3 0 分~9 時までと 1 1 時 5 0 分~1 3 時、1 6 時~1 7 時 1 5 分までとする。
- (3) 積込み時間は、8時30分~9時までと11時50分~13時、16時~17時 15分までとする。
- (4) 積込み用機材は、発注者の許可を得て使用することが出来る。

6 計量

積込んだ資源物の計量は、発注者の計量器で計量する。

7 車両

五條市の資源買い取り業者であることを示す表示を行うこと。

8 業務上の注意

業務の実施にあたっては、作業員はヘルメットを着用し、衛生面及び火気等に留意す

るとともに、発注者の業務に支障のなきよう次の事項について十分注意すること。

- (1) 業務によりごみ等を飛散させた場合は、清掃すること。
- (2) ガソリン等の引火物や危険物は持ち込まないこと。
- (3)業務実施にあたり、発注者の備品等を使用する場合は、発注者の許可を受けること。
- (4) 発注者の施設、備品を損傷した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、損傷 部は受注者の責任で修理現状復旧を行うこと。
- (5) その他細部については、発注者の指示に従うこと。

9 売払い料

売払い料の算定については、発注者が各品目ごとに搬出量を算出し、毎月末日に搬出量を取りまとめた請求書を受注者に提示する。受注者は請求書の内容を確認し利益金として支払うものとする。受注者は、請求書を受理した日から30日以内に、利益金を指定する口座に振り込むこと。